

# 電子記録債権の活用・環境整備に向けて

－ 電子債権記録機関のあり方 －

－ 電子記録債権における業務上の諸論点 －

平成 20 年 3 月

全 国 銀 行 協 会

# 目 次

|                                   | 頁    |
|-----------------------------------|------|
| はじめに                              | ……1  |
| 「第1部 組織編」－ 電子債権記録機関のあり方 －         | ……3  |
| Ⅰ. 電子記録債権および記録機関に対する現状認識          | ……5  |
| Ⅱ. 電子債権記録機関のコスト試算に関するヒアリング結果      | ……6  |
| Ⅲ. 論点とその考察                        | ……8  |
| 1. 全銀行参加型の電子債権記録機関設立の必要性          | ……8  |
| 2. 記録機関システムの基本構成                  | ……8  |
| 3. 参加金融機関への影響                     | ……9  |
| 4. 記録機関のシステム・カットオーバーの時期           | ……10 |
| 5. 記録機関の事業見通し                     | ……10 |
| 6. 内国為替運営機構との連携                   | ……11 |
| Ⅳ. 今後の対応                          | ……12 |
| 1. 今後の対応                          | ……12 |
| (1) 「全銀行参加型」の記録機関の設立              |      |
| (2) 全銀協における来年度の検討体制               |      |
| 2. 今後の検討課題                        | ……12 |
| (1) 記録機関のシステム・カットオーバーの時期          |      |
| (2) 記録機関の事業見通しおよび記録機関への出資形態       |      |
| (3) 内国為替運営機構との連携                  |      |
| (4) 電子記録債権制度の普及と利用者ニーズ            |      |
| 【資料】「電子債権記録機関のあり方に関するアンケート」結果（要旨） | ……14 |

# 目 次

|                                | 頁    |
|--------------------------------|------|
| 「第2部 業務編」－電子記録債権における業務上の諸論点－   | ……15 |
| I. 「業務編」の検討目的および利用スキーム         | ……17 |
| 1. 検討の目的                       | ……17 |
| 2. 利用スキーム                      | ……17 |
| II. 電子記録債権をめぐる業務上の諸論点          | ……18 |
| 1. 決済にかかる論点                    | ……18 |
| 2. 利用者・参加金融機関の利用・参加ルールにかかる論点   | ……20 |
| 3. 記録請求にかかる論点                  | ……21 |
| 4. 譲渡・分割等にかかる論点                | ……22 |
| 5. 電子記録の訂正・回復にかかる論点            | ……23 |
| 6. 関係者責任分担にかかる論点               | ……24 |
| 7. 仕様・セキュリティ等にかかる論点            | ……25 |
| 8. 開示ルールにかかる論点                 | ……26 |
| 9. 支払不能ルールにかかる論点               | ……27 |
| 10. 関係法対応にかかる論点                | ……28 |
| III. まとめ                       | ……30 |
| 【参考資料】電子債権記録機関 業務規程アウトライン（参考例） | ……31 |

## はじめに

平成 19 年 3 月、法務省と金融庁の共管で「電子記録債権法案」が国会に提出され、6 月 15 日の衆議院本会議で可決、20 日の参議院本会議で可決・成立、27 日に公布された。同法は、公布から 1 年 6 月を超えない範囲の政令で定める日から施行されることから、平成 20 年 12 月までに施行される。

この電子記録債権制度は、事業者の資金調達の新たな手段を提供すること等を目的としており、既存の指名債権や手形債権とは異なる新たな金銭債権を導入する制度である。当該債権は、「電子債権記録機関」と呼ばれる登記所的な機関に備える「記録原簿」への記録を通じて、その権利が発生・譲渡・分割され、記録の方法や媒体は、電子的なものによることを前提としている。また、電子記録債権の決済方法として、たとえば、振込のような銀行等の金融機関の決済機能を利用した方法が明示されており、電子債権記録機関に対しても、銀行等との連携により決済方法をあらかじめ用意することが求められている。

また、参議院財政金融委員会の附帯決議では、法施行までに、電子債権記録機関の業務規程等について慎重な検討を行うことや、中小企業の資金調達等に配慮しつつ、適切な金融インフラの整備に努めることなどが求められている。

これまで全銀協では、平成 16 年 9 月、業務委員会傘下に「電子債権法制検討部会」を設置し、立法に向けた関係省庁における検討をフォローしてきた。平成 19 年 6 月の法成立を受け、翌 7 月、企画委員会傘下に「電子債権記録機関のあり方に関する検討部会」を設置し、適切な金融インフラの整備の観点から、電子債権記録機関のあり方に関する検討を進めてきた。また、これと並行して、業務委員会傘下に「電子記録債権業務検討部会」を設置し、電子記録債権における業務上の諸論点に関する検討を進めてきた。

この報告書は、「電子債権記録機関のあり方」に関する検討結果を「組織編」、「電子記録債権における業務上の諸論点」に関する検討結果を「業務編」として取りまとめたものである。銀行界としては、当該検討結果を踏まえ、利用者ニーズも確認しつつ、電子記録債権の活用・環境整備に向けて精力的に検討を進めていくこととする。

全 国 銀 行 協 会

## 「第 1 部 組織編」

### — 電子債権記録機関のあり方 —

## I. 電子記録債権および記録機関に対する現状認識

「電子債権記録機関のあり方」を検討するにあたり、まず、銀行界として、今回制定された「電子記録債権法」ならびにそこで規定された「電子債権記録機関」に対してどのような認識を持っているのか、また、何を期待しているのか、正確に把握したうえで検討を進めることが必要である。

そこで、平成19年8月、企画委員会下部の「電子債権記録機関のあり方に関する検討部会（以下、「あり方検討部会」）」と業務委員会下部の「電子記録債権業務検討部会（以下、「業務検討部会」）」の委員銀行に対して、電子記録債権の活用および電子債権記録機関の設立・運営とその利用等に関するアンケート調査を実施した。

「アンケート調査結果」のポイントは次のとおりである（資料参照）。

### 【ポイント】

- ① 電子記録債権については、各行とも、債権流動化、手形代替、シンジケート・ローンへの活用など寄せる期待が高い。
- ② 一方、電子記録債権が手形代替機能を持ち合わせることから、銀行・利用者の双方にとって、手形の盗難・紛失リスクが排除されること、管理・保管コストの削減に通じることなどメリットがある反面、手形交換制度との並存に伴う事務・管理コストの増加がデメリットになる。
- ③ したがって、当分の間、銀行・利用者が負担する手形交換制度との並存に伴うトータルコストの大小が、今後の電子記録債権普及の鍵を握る。
- ④ セキュリティ水準については、コスト負担や利用者利便とのバランスが必要である。
- ⑤ 全行が、『全銀行参加型』の電子債権記録機関の必要性を認識しており、記録機関へのアクセスの方法も、参加金融機関経由方式を望んでいる。

## Ⅱ. 電子債権記録機関のコスト試算に関するヒアリング調査結果

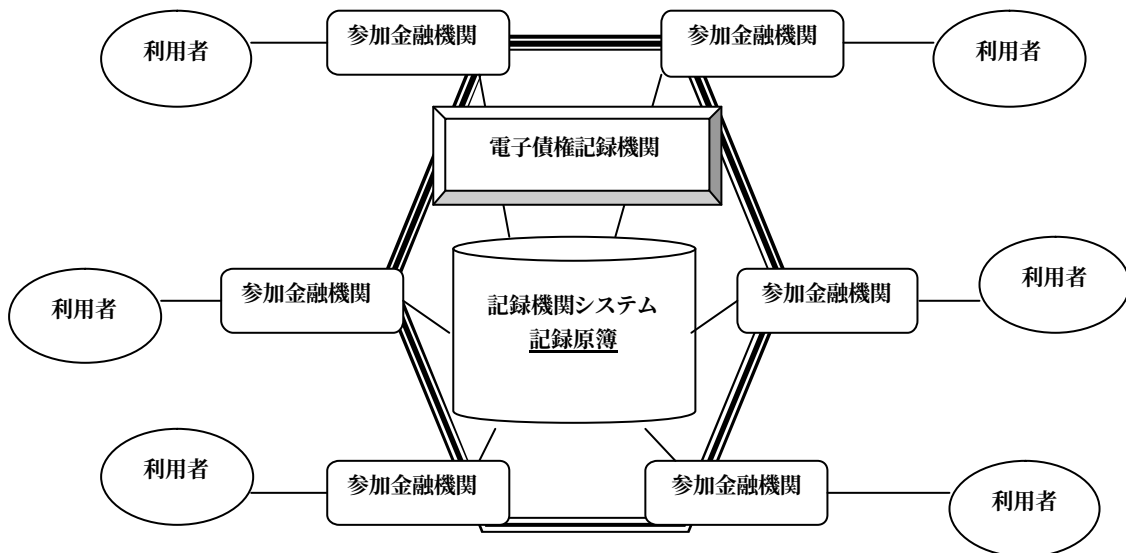
以上のアンケート調査結果を踏まえ、検討結果の取りまとめにあたっては、「①手形代替を前提とした『全銀行参加型』の電子債権記録機関（下図）を見据えることとし、②記録機関のあり方を整理する際には、コスト面の分析を重要視すること」とした。

記録機関の設立・運営にかかるコスト試算は、経産省報告書の試算結果のみであり、銀行界としても、独自の調査が必要との観点から、平成19年8月～9月、主要ベンダー8社に対して、次の前提を置いて、コスト試算というかたちでヒアリング調査を実施した（前提は【図表】）。

### 【図表】 電子債権記録機関の機能・コスト試算に関する基本的な前提等

#### 1. 検討対象とする電子債権記録機関のモデルスキーム

- 電子記録債権の手形的利用を想定した共同記録機関型スキーム（複数の金融機関が共同して記録機関を設立するスキーム。利用者は参加金融機関を通じて電子記録債権を利用することを想定。下図参照。）
- 主な業務内容：電子記録の実施、記録原簿・債権記録の管理、記録原簿の記録事項の開示、決済との連携 等



## **2. 想定される最終的な電子債権記録機関の規模等**

- 参加金融機関：全ての預金取扱金融機関（約600金融機関）
- 利用者：企業50万社
- 電子記録債権の発行件数：3,000万件
- データの保存期間：5年または10年

## **3. コスト分析の対象範囲**

- 電子債権記録機関のシステム構築費用（ハードウェア、ソフトウェア、システム開発）、設置費用、およびシステム運用・保守費用（バックアップセンタ運用、ハード・ソフト保守）
  - ※ なお、利用者側のシステム構築費用、利用者と参加金融機関間の通信システム・セキュリティ関連費用は対象外とする。

ヒアリング結果のポイントは、次のとおりである。

### **【ポイント】**

- ① システム構築には多額のコストが必要であるが、数十億円から百億円レベルまでベンダーによってかなりのバラツキがある。
- ② 支払等記録と決済の同期を図るため、全銀システムとの連携が重要である。
- ③ その他、既存のインフラのネットワークやセンターの活用・共通化により、シナジー効果とコスト縮減が期待できる。
- ④ 参加金融機関への影響として、自行システムの開発や更改にも配慮する必要がある。
- ⑤ システム・カットオーバー（システム稼動開始）まで、要件設定のほか、システム開発期間や接続テスト等についても配慮する必要がある、現段階では、相応の期間（約2年半～5年）が見込まれる。



### Ⅲ. 論点とその考察

以上の「電子記録債権および記録機関に対する現状認識」および「電子債権記録機関のコスト試算に関するヒアリング結果」を踏まえ、「電子債権記録機関のあり方」に関する主な論点について、以下のとおり考察、整理した。

#### 1. 全銀行参加型の電子債権記録機関設立の必要性

- ◇ 手形取引はそもそも利用者間の信用取引であり、銀行の役割は、「利用者間の資金決済に関与し、確実に資金回収できる仕組みを提供する」こと。電子記録債権制度が今後、手形代替を前提として発展していくこと、記録機関の支払等記録と決済との同期が義務付けられていることを踏まえれば、電子債権記録機関（以下、記録機関）と利用者との間に銀行が介在して資金回収の役割を発揮できる「全銀行参加型」の記録機関の設立が必要である。
- ◇ また、電子記録債権制度が、現在の手形交換制度と同様、重要な社会インフラになり得ることを踏まえれば、今後の方向性として、銀行界が中心となり、また一致団結して、当該記録機関の設立に向けた検討に本格的に取り掛かることが必要である。

#### 2. 記録機関システムの基本構成

- ◇ 記録機関のシステム開発・運営コストは、初期コスト（システム開発コスト／ハードウェア・ソフトウェア費用）とランニングコスト（運営・保守等管理費）に大きく分かれる。ベンダーによってバラツキはあるものの、多額のコストが必要。このため、銀行界の基本理念として、並存する手形交換制度の運営コストにも留意し、記録機関の当初のシステムの基本構成は、拡張性は維持しつつもフル装備ではなく、「小さく生んで大きく育てる」といった発想が必要である。
- ◇ すでに銀行界では、決済インフラとして各種銀行間ネットワークシステムを運営してきている。記録機関設立のためのコスト削減策として、こうしたシステムをハード面・ソフト面から最大限に活用すべきである。
- ◇ 電子記録債権は、①利用者は、手形代替や一括決済への活用等を踏まえると、法人・事業性個人などの現行の手形利用者が想定されること、②記録機関の支払等記録と決済との同期が義務付けられていること等を踏まえ

れば、銀行取引との関連性を重視して利用者ニーズを取り込むことが、電子記録債権の幅広い活用につながると考える。また、電子記録債権制度が、中小企業金融の円滑化に資する制度として期待されていることに鑑みると、特に手形代替を目指す場合には、デジタルデバイドなどの問題を克服して多くの利用者の利便性に対応することが求められる。

- ◇ 以上を踏まえ、登録・記録等に関する利用者の機関へのアクセス方法は、利用者が機関に直接アクセスする方式ではなく、**利用者が参加金融機関を経由して記録機関にアクセスする方式が望ましい方式と考えられ、参加金融機関のあり方については、内国為替制度などの決済システムの参加金融機関のルールを参考にしながら検討することが適当と考えられる。**このような取扱いは、顧客利便性、記録機関のセキュリティ確保の観点からも、望ましい（「第2部 業務編」参照）。
- ◇ 記録機関の支払等記録と決済との同期が義務付けられていること、また、その決済手段として全銀システムが有望視されていることを踏まえれば、**システム開発上の留意点として、全銀システムとの連携を考慮することが必要である。**
- ◇ また、電子記録債権取引の信頼性確保や制度の健全なる発展を確保する観点から、**現行の手形不渡処分制度と同様の支払不能ルールの導入の可否や「記録等原簿の利用者開示」のあり方について検討する必要がある**（「第2部 業務編」参照）。

### **3. 参加金融機関への影響**

- ◇ 記録機関のシステム開発・運営コスト以外にも、全銀システム等と同様、**記録機関と参加金融機関間のセキュリティを確保するためのネットワーク構築が必要となり、相応のコスト負担が発生する。**
- ◇ さらに利用者が参加金融機関にアクセスするというシステム構成・運営フローを踏まえれば、**参加金融機関においても自行システムの開発・更改、事務処理負担が必要となり、相応のコスト・人材等の負担が発生する。**
- ◇ 手形交換制度の運営コストにも留意し、これらのコスト・人材等の負担を極力軽減させる工夫が必要である。
- ◇ なお、電子記録債権は、大企業はじめ、中小企業や個人事業者など幅広い活用が想定され、**参加金融機関はすべての預金取扱金融機関を想定してい**

ることから、全銀協の会員だけでなく、他業態の金融機関などにも情報還元するよう工夫が必要である。

#### **4. 記録機関のシステム・カットオーバーの時期**

- ◇ 記録機関の設立には、①システム要件（基本構想）設定に1年～2年程度、②システム開発に1年～2年程度、③参加金融機関システムとの接続テストなど6ヶ月～1年程度の時間が必要となる。したがって、現段階では、システム・カットオーバーまで、合計2年半～5年程度の期間が必要となる見込みである。
- ◇ 一方、全銀システムは2011年が更改年度であり、現在要件検討を行っているところ。記録機関の支払等記録と決済との同期が義務付けられているなかで、①記録機関・銀行の双方のシステム開発等において、参加金融機関も含めた人材等の負担が発生すること、②システムの安定稼働を実現するためには、全銀システムと連携した十分な接続テストを行う日程を確保する必要があることを踏まえると、記録機関のシステム開発については、次期全銀システムの開発に十分配慮した対応が必要である。
- ◇ 検討部会では、上記の点を踏まえ、次期全銀システムの更改年度である2011年度を基準とし、①更改以前、②更改と同時、③更改以後（数ヵ月後）の3ケースについて、ヒアリング先のベンダーのアドバイスをもとに課題の整理を行った。
- ◇ それぞれメリット・デメリットはあるものの、最終的には、全銀システムとの連携の範囲・影響（シナジー効果の程度等）等を見極めたうえで、四囲の環境、社会的な要請、参加金融機関も含めた開発体力、システムの安定稼働等の点を総合的に勘案して判断することが必要である。

#### **5. 記録機関の事業見通し**

- ◇ 検討部会では、独自に収益シミュレーションを実施したが、「発行件数の伸び率予測」、「1件当たりの手数料」、「記録機関のシステム構築・運用費用」など計算の基礎となる計数（前提）の置き方によって黒字化の時期にバラツキがあることが確認された。
- ◇ 記録機関は、電子記録債権制度において、現在の手形交換所と同様、重要な社会インフラになり得る一方で、株式会社形態で運営されることを踏ま

えると、その事業見通しについては今後十分な検討が必要である。

- ◇ なお、利用者が参加金融機関にアクセスするというシステム構成・運営フローを踏まえば、**参加金融機関においても自行システムの開発・更改に係る費用が別途必要となることや利用手数料の徴収方法などについて留意することが必要である。**

## **6. 内国為替運営機構との連携**

- ◇ 前述のとおり、記録機関のシステム構築については、既存インフラのネットワークやセンターの活用・共通化により、シナジー効果とコスト縮減が期待できる。例えば、**全銀システムのネットワークやセンター設備等を共用した場合、①運用コスト（運用要員の共用。ヘルプデスクを除く）、②情報系システム構築コスト（参加金融機関への記録通知や還元情報等の提供）、③スペースコスト（同一建物等への設置）、④ネットコスト費用等において、コスト縮減が見込まれる。**
- ◇ このほか、「記録機関の支払等記録と決済との同期が義務付けられていること」および「記録機関の参加金融機関は、内為制度加盟銀行を対象とすることを望む意見が大宗であること」を踏まえ、記録機関のシステム開発および運営等については、「**全銀システム**」の機能を十分活用することが有効である。
- ◇ 今後は、次期全銀システムの検討スケジュールも踏まえ、**連携の範囲等の詳細について早期に検討することが必要である。**

## IV. 今後の対応

### 1. 今後の対応

#### (1) 「全銀行参加型」の記録機関の設立

- ◇ 電子記録債権制度が今後、現在の手形交換制度と同様、重要な社会インフラになり得ること、また、記録機関の支払等記録と決済との同期が義務付けられていることから、記録機関と利用者との間に銀行が介在して資金回収の役割を発揮できる「全銀行参加型」の記録機関の設立が必要である。
- ◇ 今後は、銀行界が中心となって記録機関を設立することとし、具体的な検討に着手することとする。

#### (2) 全銀協における来年度の検討体制

- ◇ これまで全銀協では、「組織面」は企画委員会下部の「電子債権記録機関のあり方に関する検討部会」、「業務面」は業務委員会下部の「電子記録債権業務検討部会」において検討を進めてきた。今後は、システム面の検討も加えていく必要があることから、記録機関の設立に向けた検討体制を強化し、スピードを上げて検討することとする。

### 2. 今後の検討課題

#### (1) 記録機関のシステム・カットオーバーの時期

- ◇ 記録機関のシステム・カットオーバーの時期については、全銀システムとの連携の範囲・影響（シナジー効果の程度等）等を見極めたうえで、四囲の環境、社会的な要請、参加金融機関も含めた開発体力、システムの安定稼働等の点を総合的に勘案して判断することとする。

#### (2) 記録機関の事業見通しおよび記録機関への出資形態

- ◇ 事業見通しについては、投資コスト抑制策や利用普及策などの検討に加え、業界団体としての検討範囲等に留意したうえで、「1件当たりの手数料」や「利用手数料の徴収方法」などについても、検討を行っていくこととする。
- ◇ また、出資の形態としては、例えば、①銀行等が株式を直接保有する方式と②一般社団法人を介して株式を保有する方式などが考えられるが、最終的には、ガバナンスのあり方や会計上の取扱い、全銀行参加型・共同事業としての特殊性やファイナンス方法などを踏まえて判断することとする。

### (3) 内国為替運営機構との連携

- ◇ 次期全銀システムの検討スケジュールも踏まえ、**連携の範囲等の詳細について早期に検討することとし、引き続き、機関設立に向けた検討において、内国為替運営機構との十分な連携を図っていくこととする。**

### (4) 電子記録債権制度の普及と利用者ニーズ

- ◇ 記録機関のコスト削減に向けた検討を行う一方、電子記録債権の利用者ニーズを確認しつつ、同制度の普及を図る観点から、**広報・周知活動、利用者の啓発活動などについて、検討を開始する必要がある。**具体的には、利用スキーム・業務要件等に関する検討状況を踏まえつつ、全銀協の検討部会のほかに、利用促進、周知広報活動に関する検討体制として、**利用企業、有識者等をメンバーとした「電子記録債権利用推進等懇談会（仮称）」を設置することを検討する。**
- ◇ また、すでに大企業においては一括支払サービスによる手形レス化が進んでいる現状や国会附帯決議も踏まえ、下請法上の取扱いなどこうした企業が**電子記録債権制度を利用するインセンティブや制度対応について検討することとする。**
- ◇ こうした検討と併せて、事業者の資金調達の新たな手段を提供するという電子記録債権制度の導入趣旨を踏まえ、**現在の手形交換制度からの容易かつ円滑な移行を可能とする取組みの検討も必要である。**全銀協としては、**交換枚数減少や電子記録債権の実現を踏まえた、手形交換制度の合理化についても検討することとする。**

以 上

※アンケートの対象は、「電子債権記録機関のあり方に関する検討部会」および「電子記録債権業務検討部会」の委員銀行（計11行）

## 「電子債権記録機関のあり方に関するアンケート」結果（要旨）

資料

### 1. 電子記録債権の活用

#### （1）今後の活用形態等

【銀行にとって期待される用途や取引】

- ① 「**債権流動化**」（9行）、「**手形代替**」（8行）、「**銀行ビジネスの拡大に資する金融インフラとなること**」（8行）、「**シンジケート・ローン**」（7行）、「**一括決済**」（5行）、「**手形交換に要しているコスト削減・課題の解消**」（5行）を期待。

【普及にあたって利用者が重視するポイント】

- ② 「**利用者のコスト負担**」（10行）、「**利便性・手続の簡便性**」（6行）、「**取引の安全性**」（5行）、セキュリティ面の安全性・確実性（4行）を利用者が重要視するポイントとして指摘。

#### （2）手形代替手段としての活用

【メリット】

- ① 銀行サイド・・・「**盗難・紛失リスクの排除**」（10行）、「**管理・保管コストの削減**」（10行）、「**手形交換事務の合理化**」（7行）を期待。  
利用者サイド・・・「**印紙税負担の軽減**」（11行）、「**盗難・紛失リスクの排除**」（10行）、「**管理・保管コストの削減**」（10行）を期待。

【デメリット】

- ② 銀行サイド・・・「**手形制度との並存による事務・管理コストの増加**」（6行）、「**電子債権記録機関創設のコスト負担**」（5行）、「**電子化による管理コストの増加**」（3行）を指摘。  
利用者サイド・・・「**手形制度との並存による事務・管理コストの増加**」（6行）、「**インフラ整備・利用コストの増加**」（3行）を指摘。

【手形的利用の普及にあたってのポイント】

- ③ 「**コスト負担**」（9行）、「**電子記録債権利用の拡大、利用者の増加（大企業など優良債権の流通拡大）**」（6行）、「**手形振出と同等の簡便さ**」（6行）、「**事務手続きの簡便性**」（5行）、「**決済インフラとの円滑な連携**」（4行）を手形的利用の普及のポイントとして指摘。

【手形交換制度に代替させるインセンティブの有無】

- ④ 手形交換所で交換している手形を電子記録債権に代替させるインセンティブ・・・「**ある**」（7行）、「**ない・現状では不明**」（4行）  
⑤ 手形の行内交換高・・・「**ほぼ全行が全体の「0%」～「30%」と回答**」。  
⑥ 行内交換分の手形を電子記録債権に代替させるインセンティブ・・・「**ある**」（7行）、「**ない**」（3行）、「**効果は限定的**」（1行）

#### （3）中小企業金融としての活用

【中小企業のメリット】

- ① 「**資金調達の手軽化**」（9行）、「**コスト削減**」（6行）、「**事務の効率化**」（6行）、「**資金調達手法の多様化**」（5行）を期待。

【中小企業のデメリット】

- ② 「**事務の二重化**」（9行）、「**取引先間の対応格差**」（7行）、「**システムコスト**」（6行）を指摘。

【取引先からの問い合わせ等の有無】

- ③ 「**ある**」銀行は5行。問い合わせ内容は、「**電子記録債権の活用可能性**」や「**制度の概要**」など。

【取引先へのヒアリングの実施の有無】

- ④ 「**ある**」銀行は5行。

### 2. 電子債権記録機関の設立・運営とその利用

#### （1）電子債権記録機関ビジネス

【電子債権記録機関ビジネスを展開するうえでの障害】

- 「**初期コスト・採算性の確保**」（9行）が大半。また、「**兼業禁止**」（3行）、「**ユーザーサイドのニーズの不明確さ**」（3行）、「**記録機関の過失責任リスク**」（2行）も指摘。

#### （2）システム・セキュリティ水準等

【セキュリティ面での懸念事項】

- ① 「**一定レベル以上のセキュリティが要求された場合にコスト負担と利用者利便のバランス・銀行実務への影響**」（5行）、「**セキュリティ水準の確保**」（4行）を指摘。

【セキュリティ水準とコスト負担について】

- ② 「**ビジネスモデル次第**」（4行）、「**高度なセキュリティ水準が必要**」（3行）、「**コスト負担を下げるためにセキュリティレベルを下げることは問題**」（2行）との意見。

#### （3）手形代替を前提とした電子債権記録機関

【全銀行参加型の電子債権記録機関の必要性、設立にあたっての懸念事項】

- ① 全銀行参加型の電子債権記録機関について、11行全行が「必要」と回答。  
② 懸念事項として、「**システム開発負担（賦課方法）・参加金融機関とのシステム連携**」（7行）、「**運営主体の中立性**」（2行）、「**参加金融機関との責任の明確化**」（2行）を指摘。

【利用者の取扱い】

- ③ 利用者登録の方法は、11行全行が「参加金融機関経由方式が望ましい」と回答。  
④ 利用者の要件は、「**法人および事業性個人を対象**」（5行）との意見。  
⑤ 利用者のアクセス手段は、「**インターネット環境を有すること**」（8行）が大半。一方、「**インターネット外での対応も考慮する必要がある**」（4行）との意見。  
⑥ 利用者の管理や個人情報保護法対応については、「**利用者利便を考慮して、必要以上の制約を課すべきではない**」（3行）、「**個人情報保護法対応として同意（書）の取得が必要**」（3行）、「**個人情報保護用対応として共通のルール策定が望ましい**」（3行）、「**記録機関が直接ID・パスワードを交付すべき**」（3行）との意見。

【参加金融機関の取扱い】

- ⑦ 参加金融機関の要件は、「**内国為替制度加盟金融機関が対象**」（8行）が大半。一方で、「**内国為替制度加盟金融機関にこだわらない**」（2行）、「**手形交換所参加銀行が対象**」（1行）との意見。

【その他】

- ⑧ 決済に係る諸契約の締結に係る懸念事項は、「**為替取引慣行と乖離した方法の提示**」（7行）が大半。  
⑨ 現行手形交換制度の不渡制度と同等のルールに必要性について、11行全行が「必要」と回答。

### 3. ペーパーレス金融決済システムの構築

- 中長期的には、11行全行が「ペーパーレス金融決済システムが必要」と回答。

### 4. その他

- 「**電子記録債権の利用メリットを創出する観点から体制・システム整備を行ってほしい**」、「**自由度・利便性の高い制度とし、細部にわたってルール化し、可能性を狭めないようにしてほしい**」、「**マネー・ローンダリング対応を検討してほしい**」、「**債権譲渡等の流動化について理解を得るために何が必要か議論してほしい**」、「**公的な制度の活用と優遇措置等の手当てについて議論してほしい**」との意見。

## 「第 2 部 業 務 編」

### — 電子記録債権における業務上の諸論点 —



## I. 「業務編」の検討目的および利用スキーム

### 1. 検討の目的

本編は、電子記録債権法の公布を受けて、法律に沿って、電子記録債権の業務上の問題を検討するものである。

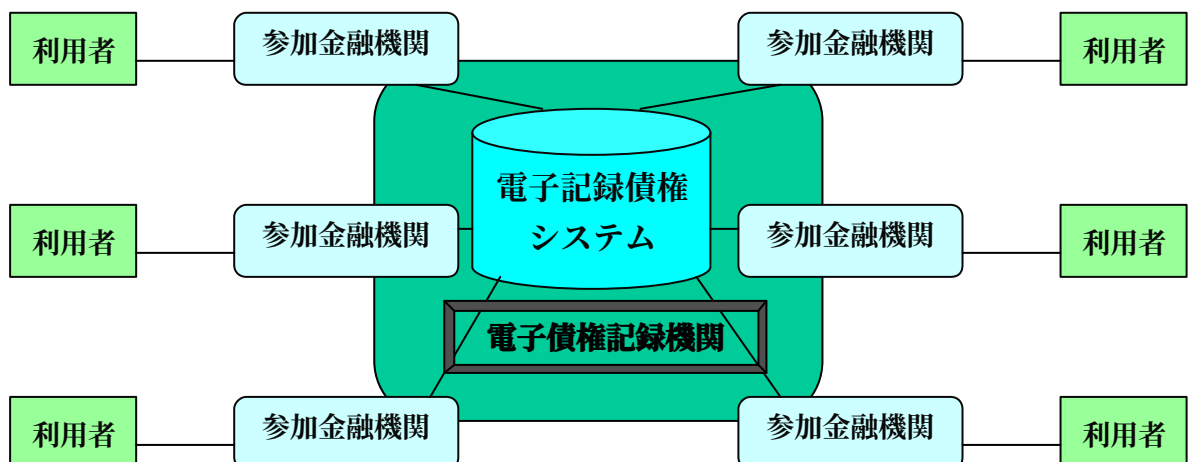
電子記録債権法は、利用スキームに応じた柔軟な制度設計がなされていることから、実務運用にあたっては、電子債権記録機関の業務規程等のルール、記録請求の仕様、セキュリティ等の検討が不可欠となる。

当協会では、平成16年頃の「電子債権構想」が提案された初期段階から、具体的な法律の検討に至るまで、こうした動きを捕捉しつつ検討を行ってきたが、今回の検討においては、電子記録債権法の各条項を踏まえ、銀行実務の観点から重要と考えられる諸論点を掲げ、今後の実現に向けた具体的な検討への基礎を固めていくこととして、検討作業を行ったものである（関連する検討内容として、業務規程の概要の一例としては、後掲【業務規程アウトライン（参考例）】参照）。

### 2. 利用スキーム

電子債権記録機関は、利用ニーズやビジネス・スキームにより、そのあり方は異なると考えるが、ここでは、「電子債権記録機関のあり方に関する検討部会」における検討を踏まえ、手形的利用を取引形態として想定した共同型記録機関（複数の金融機関が共同して記録機関を設立するスキーム）を前提として検討を行った。

#### 《共同型のイメージ図》



## Ⅱ. 電子記録債権をめぐる業務上の諸論点

上述のとおり、当協会では、電子記録債権について、実際に利用していく場合の業務上の論点を掲げて検討を行った。現段階では、多くが論点にとどまっているが、そうした論点については、具体的な電子債権記録機関の設計、利用スキームの構築等を通じて実現されるものであり、その実現にあたって今後より詳細な検討が行われることが想定される。

ここでは、銀行実務に関わりが深い事項と、今後具体的に検討すべき事項について、以下、検討部会において検討を行った論点を掲げることとしたい。

### 1. 決済にかかる論点

- 利用者と金融機関との間の決済方法に関する規定方法
- 記録機関から金融機関への決済情報の提供方法
- 決済完了および支払等記録のタイミング

電子記録債権の業務上の問題のうち、「電子記録債権の決済」については、法制上にとどまらず銀行実務上も重要な論点としてこれまでも議論がなされてきたところである。

電子記録債権法は、電子記録債権の決済の安全性の確保のため、電子債権記録機関に対して、いわゆる「同期的管理」を求めている（電子記録債権法 59 条等。以下、同法の規定を引用する場合には「法」と略記する。）。「同期的管理」とは、電子記録債権にかかる弁済と「支払等記録」を同期的に管理することにより、債務者の二重弁済を回避し、債権者の弁済資金の受領を確保することである。

電子記録債権法は、記録機関の同期的管理として、記録機関に対し銀行等金融機関との連携により決済手段を予め用意することを求めており、業務規程における必要な規定事項とされる（法 59 条）。さらに、具体的な方法として特定の方法を例示しつつ、幅広い方法を認める規定（法 62 条～65 条）、具体的には、「口座間送金決済」（法 62 条・63 条）と「その他の契約に係る支払」（法 64 条・65 条）がある。

その他は、基本的に記録機関と利用者および金融機関の取決めに委ねられている部分が多い。したがって、電子記録債権の運用にあたっては、いかなる利用スキームをとるにしても、銀行等金融機関の決済機能との連携につき、一定

の取決め、ルールの構築が必要となる。

検討部会では、論点として、電子記録債権にかかる決済の規程体系（ルールのあり方）、法が規定する記録機関から銀行等金融機関への決済情報の提供にかかるルール、電子記録債権の決済にかかる支払通知・支払等記録のタイミングを掲げて検討を行った。

電子記録債権の決済方法は、記録機関、利用者、金融機関の個別の契約を前提としているところ、手形的利用で共同型記録機関における決済方法の定め方については、銀行等における預金口座を通じた決済となることから、内国為替のルール、振込のルールなどの銀行実務上の基本ルールをベースに業務規程を規定し、これに当事者（記録機関、利用者、参加金融機関）が同意することで法律の要件を満たす取扱いとすることが想定される。

また、記録機関から参加銀行へ決済情報をどのように提供するか、いつの時点で決済が完了したとして支払等記録を行っていくかなど、実務運用のためのルールが必要となる。電子記録債権法では、「口座間送金決済」の場合は、「全額の口座間送金決済があった旨の通知」とし、「その他の契約に係る支払」による場合は、「電子記録債権に係る債務の支払があったことを電子債権記録機関において確実に知り得る場合」としているが、この点も含めて、銀行の為替実務の観点から検討することが適当と考えられる。

## 2. 利用者・参加金融機関の利用・参加ルールにかかる論点

- 共同型記録機関の利用者要件(参加金融機関における決済口座の開設等)
- 利用者による共同型記録機関へのアクセス方法
- 共同型記録機関における本人確認方法

記録機関の利用者については、記録機関の業務規程等に規律されるところであるが、利用者の要件などは電子記録債権法に具体的な条項はなく、法の趣旨に沿って、記録機関が独自に定めることになると考えられる。

他方、利用者にかかるルールは、電子記録債権の利用においてきわめて重要なソフト・インフラとなる。そこで、ここでは、利用者・参加金融機関・記録機関という構成をとる共同型記録機関を前提に、利用者ルールのあり方について検討を行った。

共同型記録機関で手形的利用を前提とした場合の利用者要件については、決済用口座を開設している者であることが必要か、法人に限定するか、個人を含めるか、などを論点として掲げた。

手形的利用を想定した場合には、電子記録債権制度が中小企業の資金調達の円滑化に資する制度として設計された経緯に鑑み、現行の手形利用者を幅広く取り込むことが期待されることを踏まえ、電子環境が未整備な利用者についても、紙ベースで請求等ができるよう配慮が必要である。そのため、利用者による記録機関へのアクセス方法は、一般的には利用者が記録機関に直接アクセスすると考えられるところ、利用者が参加金融機関を経由して間接的にアクセスすることが適当であるとして、この「間接アクセス方式」を前提に検討を行うこととした。

また、記録機関には本人確認義務が課されることになるが、共同型記録機関の場合は、参加金融機関において本人確認されることが通常であることを踏まえ、この手続を援用できるかといった点も検討を行った。

### 3. 記録請求にかかる論点

#### ➤ 記録請求方法にかかる業務規程上のルールのあり方

電子記録債権は、発生、譲渡、保証等について、記録機関に備えられる記録原簿における債権記録により効力を生じることとされており（支払等記録を除く）、記録請求については、その事項などが電子記録債権法において詳細に規定されている。他方、利用ニーズに応じて柔軟なスキーム設計が可能となるよう、任意規定として取捨選択が委ねられている事項も多くあり、スキームごとの検討が必須となる。

電子記録債権法は、記録請求の方法として、電子記録義務者（債務者、譲渡人等）と電子記録権利者（債権者、譲受人等）の双方請求によることと規定している（法5条）。他方で、現行の手形振出等では、（当事者間で支払手段・内容について予め合意がなされていることを前提に）、振出人等が単独で手続きを行うことが通常である。

共同型記録機関で手形的利用の場合は、双方請求の要件を満たしつつ、現行の手形振出等における取扱いと同等の手続きが可能となるよう、業務規程の定め方が問題となる。ここでは、請求方法について検討を行い、手形取引と同様の取扱いが可能となるよう利用者が業務規程等において当該取扱いにあらかじめ合意する形式を手当てすることとした。

#### 4. 譲渡・分割等にかかる論点

- 譲渡禁止特約の適用可否、譲渡記録の制限
- 分割記録の取扱い・制限
- 保証記録・質権設定記録等の取扱い

電子記録債権法は、電子記録債権の利用スキームに応じて、柔軟に譲渡、分割等の禁止や制限が可能となるよう制度設計されている。

したがって、利用スキームごとに、譲渡、分割等の要否、制限の要否、制限のあり方等、ルールを検討することが必要となる。

電子記録債権は中小企業の円滑な資金調達手段としての利用が期待されるところ、この趣旨から譲渡禁止特約の適用の可否について、法制検討過程において議論がなされていた。こうした議論の経緯を踏まえ、共同型記録機関で手形的利用の場合には、業務規程において譲渡禁止の取扱いを認めないこととする方向で整理することとした。

譲渡制限については、現行の手形において裏書の回数を制限するルールはない。他方、電子記録債権では、システム的な観点を踏まえて一定数に制限することも考えられることから、利用ニーズとの関係でどのような制限が考えられるか検討を行った。

また、現行の手形は分割が認められていないが、分割は電子記録債権の大きな特質であり、その利用ニーズもあると指摘されていることから、分割記録は認めることとし、制限のあり方は引き続き検討することとした。

銀行取引上、保証については様々な利用が行われていることを踏まえ、手形的利用を前提とした共同型記録機関において、保証記録を認めることとして整理した。他方、現行手形実務における質の取扱いについては、質入裏書の利用場面が限定されていることを踏まえ、質権設定記録等を設けない方向で検討することとした。

## 5. 電子記録の訂正・回復にかかる論点

### ➤ 記録機関における訂正・回復手続

記録機関の訂正義務については、法10条の規定があるので、当該条項にもとづきこれを行うこととなるが、記録機関が訂正・回復手続を行う場合の手順については、業務規程に定めることで利用者の理解を得る必要があると考える。どのような手順で行うかは引き続き検討することとされた。

## 6. 関係者責任分担にかかる論点

- 利用者・参加金融機関・記録機関間の責任分担
- 決済にかかる責任分担

電子記録債権にかかる利用者や記録機関に関する責任分担のあり方は、電子記録債権法に規定されており（法11条、13条、14条等）、当該条項により規律されるところであるが、利用者への周知性なども踏まえ、記録請求等により生じた損害にかかる利用者・記録機関の責任分担を業務規程に規定することが考えられる。また、参加金融機関の責任分担については、利用者が参加金融機関を経由して記録機関にアクセスする方式を前提として、利用者・記録機関間の責任分担をベースに、周知性、予見可能性等の観点から規定される必要があると考えられる。

決済にかかる責任分担については、振込等の為替実務を踏まえた検討が必要である。したがって、記録機関と決済を行う銀行等との情報の授受のあり方などを踏まえ、銀行の為替実務と整合的なものであることを要件とし、記録業務にかかる責任分担とは区別して検討することの是非について検討を行った。



## 7. 仕様・セキュリティ等にかかる論点

- 記録請求における現行手形実務を踏まえた任意的記録事項の取扱い
- 利用者・参加金融機関間のアクセス方式に応じた記録請求の仕様
- 記録機関のセキュリティレベル

記録請求事項、記録請求の仕様、記録機関のセキュリティ等については、電子記録債権の利用にあたって重要な要素である。他方、こうした問題は、利用スキーム、利用スキームに応じたシステム設計等に、基本的に依存するものである。

手形的利用を前提とした場合の記録請求における任意的記録事項については、譲渡性確保の観点や利用者要件等を踏まえて、現行手形実務に照らして必要な記録事項に限定することについて検討を行った。

記録請求に関する請求申請の仕様については、債権記録とのシステム上の連携のもとに検討されるものである。利用者が参加金融機関経由で記録機関にアクセスする共同型記録機関システムという観点から、利用者・参加金融機関間のアクセスの便宜も加味し、利用者－参加金融機関間のアクセス方式に応じた申請方式について、一定の標準化を視野に入れながら検討を進めていくこととした。

共同型記録機関を想定した場合の債権記録のファイル仕様については、記録機関システムの構築にあたって重要な要素となるが、基本的には、法律要件に、銀行の融資管理の実務やファイル仕様の標準化例を参照加味して検討することとした。

記録機関に関するセキュリティレベルは、関係省庁における監督指針等と整合的である必要があり、関係者全体で検討を進めることとなると考える。具体的には、記録機関のセキュリティレベルは、現行の銀行におけるセキュリティ基準に照らし、FISC「金融機関等のコンピュータの安全対策基準」等を参考に検討することとして整理した。

## 8. 開示ルールにかかる論点

### ➤ 利用者からの開示請求方式、開示フォーム、開示請求窓口

記録事項の開示については、法87条に請求者ごとの開示範囲に関する詳細な規定が置かれており、基本的にこの規定をもとに、業務規程の開示ルールを検討することとなると考える。

共同型記録機関の場合には、間接アクセス方式との関係などから、請求手続等の記録機関の取扱事務も含め、更に当事者間の開示ルールを法律の上乗せルールとして検討していくことが必要である。

間接アクセス方式を前提とした共同型記録機関の場合、利用者による開示請求の窓口についても、本人確認等の理由から原則的として利用者が決済口座を有する参加金融機関とするか、記録機関に直接請求することを認めるかなどの論点についても検討を行った。

## 9. 支払不能ルールにかかる論点

|                                           |
|-------------------------------------------|
| ➤ 決済と支払等記録のタイミング、利用者のニーズ等を踏まえた支払不能ルールのあり方 |
|-------------------------------------------|

支払不能ルールについては、制度の信頼性を確保する観点から、手形交換制度と同様に電子記録債権制度においても取り入れるべきとの声が、これまでも聞かれるところである。

法制審や金融審の検討では、電子記録債権法における支払不能ルールは、現行手形交換制度における不渡処分制度が民間ルールであることなど踏まえ法定化されなかったが、支払不能ルールの必要性が指摘され、関係者による検討が求められていたところである。また、国会における法案審議では、参議院財政金融委員会附帯決議「…取引参加に当たっては、本人確認の徹底及び悪質業者等の排除、債権の期限に支払えない債務者への対応措置の検討を行うこと等により取引全体の安全性と健全性の確保に努めること。」がなされている。

支払不能ルールの必要性については、電子記録債権の信頼性確保の観点から異論のないところである。他方で、どのような制度設計にするかは、決済と支払等記録のタイミングや利用者ニーズを踏まえて検討することが必要である。また、手形的利用を前提とした共同型記録機関を想定する場合には、現行手形交換制度における不渡処分制度について、電子記録債権と手形の決済のあり方を比較検討しつつ精査していくことが必要であり、また、独禁法上の問題についても配慮しつつ検討していくことが適当である。

具体的なルールのあり方は、下記の3案を掲げて問題点を整理したうえで、今後引き続き検討を進めていくこととしている。

- A. 現行不渡処分制度と同等のルール（電子記録債権の利用と参加金融機関との貸出取引を停止）
- B. 当該記録機関における電子記録債権の利用停止
- C. 支払不能情報の共有（記録機関における利用者支払不能情報センター的な機能）

## 10. 関係法対応にかかる論点

- 電子記録債権の下請代金支払遅延等防止法上の取扱い
- 電子記録債権の強制執行等の取扱い

電子記録債権法は、法、附則等において、関係する法律上の手当てをしており、電子記録債権が当該法にかかる場面について規律を設けている。また、規定がない法律についても、取引の運用場面で重要と考えられる法律もあり、論点整理においても指摘がなされていたところである。

検討部会では、これまでも議論の俎上に上げられていた法律、あるいは重要と考えられる法律について、基本的な考察を行った。なお、ここで掲げる事項以外にも、電子記録債権との関係で重要と考えられる法律はあり得、本件は、いずれも引き続き検討することとしている。

### ○下請代金支払遅延等防止法（「下請法」）

企業間の支払取引においては、その支払手段について、下請法上明確化されていることが支払取引の安全性、信頼性を確保するものとして理解されているところ、電子記録債権による支払手段についても、同法上明確にならないと利用できない、利用が進まないとの指摘があるところである。

現行下請法は適切な「支払手段」として個別取引を認定しているわけではなく、原則的な支払手段は現金であり、対象となる支払手段が現金同等の支払手段であるかどうか、現金以外の支払手段が使用された場合に、下請事業者が不利益を被らないかどうかを基本的な視点として実質判断することとなっていることに鑑みれば、電子記録債権についても、支払手段として利用される場合には、当該基本視点から、まず一般的な規律を明らかにすることが可能ではないかと思われる。よって、手形が割引困難な手形を禁止することで規律が設けられているように、電子記録債権が支払手段として利用される場合には、「一般の金融機関による資金化が困難なものを禁止する」という形での、一般的な規律を設けることが考えられ、このような取扱いの是非につき、関係当局と検討を行うこととした。

### ○強制執行

電子記録債権法49条1項では、「記録機関は、・・・処分の制限に係る書類の送達を受けたときは、遅滞なく、強制執行等の電子記録をしなければならない」とされている。

電子記録債権の執行については、現行振替制度や銀行の債権回収実務なども参考に差押目録等の手続について整理しつつ、関係当局と引き続き検討することについて論点として掲げている。

### Ⅲ. まとめ

以上、「電子記録債権における業務上の諸論点」について、論点を掲げて検討を行ったが、「業務編」で掲げた論点は、いずれも検討途上のものであり、今後さらに内容も含め精査する必要があると考えている。

当協会では、「業務編」で掲げた論点を今後の検討の基礎とし、手形的利用を前提とした共同型記録機関をベースとして、電子記録債権の利用促進と信頼性確保という観点を中心に、現行銀行実務と利用者ニーズに配慮しながら、電子記録債権の実現に向けた検討を鋭意継続していきたいと考えている。

## 参考資料

### 電子債権記録機関 業務規程アウトライン（参考例）

※ 以下は、全銀行参加型記録機関を前提とした場合の業務規程のアウトラインの参考例として示すものである。業務規程内容のイメージをつかむための資料であって、確定的な内容ではない。

※ 業務規程：基本事項－規則・事務取扱要領等：詳細な手続等というルール構成を想定している。

| 業務規程                                                                                                                                                 | 細則・下部規則等                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 目 的                                                                                                                                               |                                                                                                                         |
| 2. 定 義                                                                                                                                               |                                                                                                                         |
| 3. 対象取引                                                                                                                                              |                                                                                                                         |
| 4. 利用者<br>4-1 利用者要件<br>4-2 利用者への利用許可<br>4-3 利用者による参加金融機関の指定<br>4-4 利用者による参加金融機関の変更<br>4-5 利用者の利用取消申請<br>4-6 利用者の利用停止<br>4-7 利用者の遵守義務<br>4-8 利用者の組織変更 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用合意書</li> <li>・ 利用者利用規則</li> <li>・ 利用申請手順</li> <li>・ 利用者番号に関する管理規則</li> </ul> |
| 5. 参加金融機関<br>5-1 参加金融機関の資格<br>5-2 参加金融機関の地位<br>5-3 参加金融機関の参加申請                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加金融機関参加申請要領</li> <li>・ 業務委託に関する取扱要領</li> <li>・ 電子債権記録機関接続手順書</li> </ul>       |

| 業務規程                                                                                                                                                      | 細則・下部規則等                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5-4 参加金融機関の脱退<br>5-5 参加金融機関の組織変更<br>5-6 参加金融機関の遵守義務                                                                                                       |                                                                                                                     |
| <b>6. 業 務</b><br>6-1 業務内容<br>6-2 業務時間<br>6-3 記録原簿等の管理に関する業務<br>6-4 記録に関する業務<br>6-5 決済に関する業務<br>6-6 開示に関する業務<br>6-7 支払不能情報の管理に関する業務<br>6-8 その他記録機関運営に関する業務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務規則</li> <li>・ 業務要領</li> <li>・ 業務手順書</li> <li>・ 記録機関システム業務委託契約</li> </ul> |
| <b>7. 電子記録</b><br>7-1 記録手続総則<br>7-2 発生記録<br>7-3 譲渡記録<br>7-4 保証記録<br>7-5 分割記録<br>7-6 支払等記録<br>7-7 記録の訂正・変更<br>7-8 強制執行等に関する記録                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子記録手続要領</li> </ul>                                                        |
| <b>8. 記録原簿</b><br>8-1 記録原簿の管理                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記録原簿管理要領</li> <li>・ 記録原簿システム要領</li> </ul>                                  |
| <b>9. 債権記録</b><br>9-1 債権記録ファイルの作成<br>9-2 債権記録ファイルの管理                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債権記録管理要領</li> <li>・ 債権記録ファイル要領</li> </ul>                                  |



| 業務規程                                                                                                                                                | 細則・下部規則等                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>10 決 済</b><br>10-1 決済担当銀行<br>10-2 決済手段に係る取決め<br>10-3 決済の時期<br>10-4 決済に伴う支払等記録の時期<br>10-5 決済担当銀行の口座を通じない決済と支払等記録の取扱い                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決済規則</li> <li>・ 決済事務要領</li> </ul>             |
| <b>11 債権記録等の開示</b><br>11-1 開示事由<br>11-2 開示請求者<br>11-3 開示内容<br>11-4 開示方法<br>11-5 開示費用                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債権記録等開示規則</li> <li>・ 開示システム運用要領</li> </ul>    |
| <b>12 支払不能</b><br>12-1 支払不能時<br>12-2 支払不能情報センター<br>12-3 支払不能情報センターへの支払不能情報の登録<br>12-4 支払不能情報の参加金融機関への開示<br>12-5 支払不能時の利用者の取扱い<br>12-6 支払不能情報の変更、削除等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支払不能に関する規則</li> </ul>                         |
| <b>13 システム障害、災害等緊急時対応</b><br>13-1 システム障害時の業務<br>13-2 災害等緊急時の業務<br>13-3 バックアップセンターにおける対応<br>13-4 システム障害、災害等緊急時の記録方法<br>13-5 業務の停止<br>13-6 消滅記録の回復    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記録機関におけるコンティンジェンシー・プラン（緊急時の業務運営要領）</li> </ul> |

| 業務規程                                                                                         | 細則・下部規則等 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| <b>14. 記録機関の業務終了、組織変更等</b><br>14-1 記録機関の業務の終了<br>14-2 記録機関の組織変更<br>14-3 記録機関の業務終了等における業務の承継等 |          |
| <b>15. 業務規程の改正等</b>                                                                          |          |